

新基準水道メータ（新 J I S 規格）への対応 Q & A

<水道料金体系への影響>

Q 1

新基準水道メータでは、「口径の概念がなくなる」とよく言われますが、口径別料金体系にはどのような影響がありますか。

A 1

「口径の概念がなくなる」というのは、正確な表現ではありません。既存の給水管との接続などの必要から、当然新基準の水道メータについてもこれまでと同様の取付け部分の口径が必要です。ただ、これまでは原則として1つの口径については1つの計量特性のメータしかなかったため、メータの指定に際しては「口径」が重視されてきたのが、新 J I S 規格では1つの口径について複数の計量特性のメータから選定することが可能となり、「計量特性」が重視されるようになるため、「口径の概念がなくなる」という表現をされることがあるようです。しかし、新基準のメータを購入する場合には、「計量特性」に加え「口径」も指定する必要があるため、今後もメータの口径という概念は存在することになります。

一方、口径別料金体系は、給水管の口径により流すことのできる水の量、つまり使用者の便益に差があるため、その「給水管の口径」に基づいて料金に差を設けるものですが、同じ考え方で「メータの口径（給水管との取付け部分の口径）」を基準としている事業体もあります。この場合でも、上記のように今までと同様にメータの口径という概念は存在することから、新基準になったとしても口径別料金体系への影響はありません。

Q 2

新基準水道メータ導入により水道料金算定要領の改定を行いますか。

A 2

「水道料金算定要領（平成 20 年 3 月）」では、「I 水道料金算定要領」→「3. 料金体系」→「（1）一般原則」→「イ個別原価主義」において、「料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用にもとづいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定する」とし、「II 説明資料」→「3. 料金体系」→「（3）個別原価計算基準」→「ロ使用者群の区分」で、「各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適当な段階に区分して設定する」としています。

このように、水道料金算定要領では、口径別料金体系において、第一義的には「給水管の口径」を基準に料金に段階を設けることを基本としております。また、「量水器口径」という表現についても、Q 1にあるように、メータの口径の概念はこれまでと同様に存在することから、新基準の水道メータの導入による影響はありません。よって、水道料金算定要領を改定する予定はありません。

Q 3

口径別料金体系を採用している水道事業体では、新基準水道メータ導入により給水条例を改正しなければなりませんか。

A 3

給水条例において、「給水管の口径」という表現で料金に段階を設けている水道事業体については、特に必要はありません。

一方、「メータの口径」という表現で料金に段階を設けている場合においても、通常は「メータの口径」を「給水管との取付け部分の口径」と解し、その理論流量比などにより料金算定を行っていると思われますので、Q 1と同様、新基準水道メータ導入による影響はなく、給水条例の改正は必要ありません。

但し、「口径の概念がなくなる」といったお客さまの誤解などによる混乱の防止等を勘案すると、今後の料金改定の機会などを捉えて「給水管の口径」を基準とした条例上の表現に順次変更していくのが望ましいと考えます。